

**道路交通法に基づく
一定の症状を呈する病気等にある者を
診断した医師から公安委員会への
任意の届出ガイドライン**

平成 26 年 9 月

 **公益社団法人 日本医師会**

道路交通法に基づく一定の症状を呈する病気等にある者を診断した医師から公安委員会への任意の届出ガイドラインについて

平成 25 年 6 月に道路交通法（以下、道交法という）の一部を改正する法律が公布され、道交法 101 条の 6 において「医師は、その診察を受けた者が第 103 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 又は第 3 号のいずれかに該当すると認めた場合において、その者が免許を受けた者（中略）であることを知ったときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができる。」とされました。

また、同法 103 条では（免許の取消し、停止等）として「免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、（中略）公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は（中略）免許の効力を停止することができる。」とされており、同条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2、第 3 号において、以下のとおり、その欠格事由が定められています。

- 1 次に掲げる病気にかかっている者であることが判明したとき。
 - (1) 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの
 - (2) 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの
- 2 認知症であることが判明したとき。
- 3 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者であることが判明したとき。

これを受け、上記(1)、(2)、(3)については道交法施行令第 38 条の 2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、及び第 33 条の 2 の 3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）において、以下のとおり、特定された病気にある患者の全てが該当するものではなく、特定の症状を呈している者だけが該当する相対的欠格であることが定められています。

○統合失調症

自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。

○てんかん

発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。

○再発性の失神

脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいう。

○無自覚性の低血糖症

人為的に血糖を調節することができるものを除く。

○そううつ病

そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。

○重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

○このほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気

本ガイドラインはこれらを踏まえ、医師が公安委員会へ届け出るべきと判断した場合における基本的な手続きを示すものです。「一定の症状を呈する病気等」の診断・治療等に関しては、別表に示す関係学会が作成するガイドライン等を参照してください。

なお、認知症における手続きについては、関係学会のガイドライン等を参照してください。

一定の症状を呈する病気等にある者の運転免許に係る医師から公安委員会への届出の手順

- (1) 医師は、患者を診察し、別表に示す関係学会が作成するガイドライン等を参照して、当該患者が「一定の症状を呈する病気等」に該当すると診断した場合には、運転免許の保有の有無を確認する。
- (2) 当該患者からの聞き取りにより、運転免許の保有の有無が確認できない場合には、公安委員会に確認することができる（別紙様式第2（確認要求用）参照）。
- (3) 運転免許の保有が確認された場合は、当該患者の疾病および症状が自動車の運転に支障を来すおそれがあることを患者に丁寧に説明するとともに、運転をしないよう指導し、診療録に記載する。
- (4) 患者への指導が困難な場合は、その家族等を通じての指導を考慮する。
- (5) 上記（3）、（4）を実施しても当該患者が受け容れず、現に運転している場合には、当該患者の診断結果について、医師は個人情報を含め公安委員会へ届け出る事ができる旨を説明の上、運転をしないよう再度指導し、その旨を診療録に記載する。
- (6) 上記の説明にもかかわらず、一定の症状を呈する病気等の患者が運転免許を保有し、かつ、現に運転している事が明らかな場合には、医師は定められた書式（別紙様式第1（届出用）参照）を公安委員会から入手し、必要事項を記入したうえで届け出る事ができる。

届出は公安委員会に持参するか、あるいは書留で郵送する。

※ なお、道交法第101条の6第3項の規定により、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律（個人情報保護法等）の規定は、医師から公安委員会への届出を妨げるものではない。

運転免許の欠格事由となる「一定の症状を呈する病気等」と関係学会

統合失調症（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）	日本精神神経学会 https://www.jspn.or.jp/
てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）	日本てんかん学会 http://square.umin.ac.jp/jes/
再発性の失神（神経起因性（調節性）失神、不整脈を原因とする失神、その他特定の原因による失神（起立性低血圧等）等、脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいう。）	日本不整脈学会 http://jhfs.or.jp/index.html
無自覚性の低血糖症（薬剤性低血糖症、その他の低血糖症（腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等））等、人為的に血糖を調節することができるものを除く。）	日本糖尿病学会 http://www.jds.or.jp/
そううつ病（そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）	日本精神神経学会 https://www.jspn.or.jp/
その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）	日本精神神経学会 https://www.jspn.or.jp/
重度の眠気症状を呈する睡眠障害	日本睡眠学会 http://jssr.jp/index.html
脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）	日本脳卒中学会 http://www.jsts.gr.jp/

<p>認知症</p>	<p>日本認知症学会 http://dementia.umin.jp/ ※ガイドライン掲載ページ http://dementia.umin.jp/link2.html</p> <p>日本神経学会 http://www.neurology-jp.org/ ※ガイドライン http://www.neurology-jp.org/news/pdf/news_20140624_01_01.pdf</p> <p>日本老年医学会 http://www.jpn-geriat-soc.or.jp/ ※ガイドライン掲載ページ http://www.jpn-geriat-soc.or.jp/info/topics/20140807_01.html</p> <p>日本神経治療学会 http://www.jsnt.gr.jp/ ※ガイドライン http://www.jsnt.gr.jp/img/guideline.pdf</p> <p>日本老年精神医学会 http://www.rounen.org/ ※ガイドライン掲載ページ http://www.rounen.org/</p>
<p>アルコールの中毒者</p>	<p>日本アルコール関連問題学会 http://www.j-arukanren.com/index.html</p> <p>日本アルコール・薬物医学会 http://www.f.kpu-m.ac.jp/k/jmsas/</p>

別紙様式第1（届出用）

年 月 日

都道府県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第1項の規定により届出します。

届出医師

住 所

医療機関名

氏 名

⑩

患 者	住 所		
	フリガナ		男・女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	(歳)
病 名			
症 状			
参 考 事 項			

別紙様式第2（確認要求用）

年 月 日

都道府県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。

要求医師

住 所

医療機関名

氏 名

㊞

患 者	住 所		
	フリガナ		男・女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	(歳)

(回答書送付先)

医療機関名	
所在地	〒 -
電話番号	

道路交通法、及び道路交通法施行令(抜粋)

道路交通法(昭和三十五年六月二十五日法律第五号)

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

第五節 免許証の更新等

(医師の届出)

第百一条の六 医師は、その診察を受けた者が第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当すると認められた場合において、その者が免許を受けた者又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する者(本邦に上陸(同条に規定する上陸をいう。)をした日から起算して滞在期間が一年を超えている者を除く。)であることを知ったときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができる。

2 前項に規定する場合において、公安委員会は、医師からその診察を受けた者が免許を受けた者であるかどうかについての確認を求められたときは、これに回答するものとする。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による届出をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 公安委員会は、その管轄する都道府県の区域外に居住する者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

第六節 免許の取消し、停止等

(免許の取消し、停止等)

第百三条 免許(仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

一 次に掲げる病気にかかっている者であることが判明したとき。

イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの

ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの

ハ イ及び口に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

一の二 認知症であることが判明したとき。

二 目が見えないことその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害として政令で定めるものが生じている者であることが判明したとき。

三 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者であることが判明したとき。

(以下略)

道路交通法施行令(昭和三十五年十月十一日政令第二百七十号)

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)

第三十八条の二 法第百三条第一項第一号 イの政令で定める精神病は、第三十三条の二の三第一項に規定するものとする。

2 法第百三条第一項第一号 ロの政令で定める病気は、第三十三条の二の三第二項各号に掲げるものとする。

3 法第百三条第一項第一号 ハの政令で定める病気は、第三十三条の二の三第三項各号に掲げるものとする。

(以下略)

(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)

第三十三条の二の三 法第九十条第一項第一号 イの政令で定める精神病は、統合失調症(自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。)とする。

2 法第九十条第一項第一号 ロの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

一 てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)

二 再発性の失神(脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であつて、発作が再発するおそれがあるものをいう。)

三 無自覚性の低血糖症(人為的に血糖を調節することができるものを除く。)

3 法第九十条第一項第一号 ハの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

一 そううつ病(そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。)

二 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

三 前二号に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気

(以下略)